

## 第4回智頭町議会定例会会議録

平成24年12月11日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第99号 専決処分について
- 第 5. 議案第100号 平成24年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第101号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第102号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8. 議案第103号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第104号 平成24年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第105号 智頭町固定資産評価員の選任について
- 第11. 議案第106号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第12. 議案第107号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第13. 陳情について

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第99号 専決処分について
- 第 5. 議案第100号 平成24年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第101号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第102号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計

補正予算（第2号）

- 第 8. 議案第103号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 第 9. 議案第104号 平成24年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第1号）
- 第10. 議案第105号 智頭町固定資産評価員の選任について
- 第11. 議案第106号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第12. 議案第107号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第13. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 中野 ゆかり	2番 平尾 節世
3番 田中 潔	4番 安住 仁志
5番 岸本 眞一郎	6番 徳永 英太郎
7番 石谷 政輝	8番 中澤 一博
9番 国石 俊	10番 酒本 敏興
11番 谷口 雅人	12番 西川 憲雄

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町 長	寺谷 誠一郎
副 町 長	金児 英夫
教 育 長	藤原 孝
病院事業管理者	西尾 稔
総務課長	葉狩 一樹
企画課長	岡田 光弘
税務住民課長	西沖 和己
教育課長	長石 彰祐
建設農林課長	岡本 甚一郎
山村再生課長	山本 進

地籍調査課長	安藤充憲
福祉課長	岸本光義
総務課参事	矢部 整
福祉課参事	國政昭子
会計課長	寺坂英之
病院事務次長	寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長	河村実則
書記	西村麻美

開 会 午前10時00分

開 会 あ い さ つ

○議長（西川憲雄） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、ただいまから、平成24年第4回智頭町議会定例会を開きます。直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（西川憲雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、中野ゆかり議員、2番、平尾節世議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（西川憲雄） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間と決定しました。

### 日程第3．諸般の報告

○議長（西川憲雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成24年9月分から11月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、9月21日に本会議で議決されました「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について」と、「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書の提出について」、以上の2件につきましては、衆参両議長、関係大臣あてに提出しておりますのでご了承願います。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣についての結果報告書が提出されておりますのでご報告いたします。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会が、去る10月24日、25日に開催され、条例改正1件と決算認定1件、補正予算1件が可決されました。

次に、八頭環境施設組合議会定例会が、去る11月6日に開催され、決算認定1件と、補正予算1件が可決されました。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る11月12日に開催され、専決処分1件と、決算認定2件、補正予算1件が可決されました。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

今期定例会の説明員につきましては、12月4日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第99号から日程第12．議案第107号 9案一括上程

○議長（西川憲雄） 日程第4、議案第99号 専決処分についてから、日程第12、議案第107号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更についてまでの9議案を一括して議題とします。

なお、本日は議案に対する質疑のみにとどめておきます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに第4回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第99号は、平成24年度一般会計補正予算の専決処分についてであります。12月16日執行の衆議院議員総選挙に係る経費の補正を行ったものです。

次に、議案第100号から議案第104号までは、補正予算についてであります。

議案第100号 平成24年度智頭町一般会計補正予算について主なるものを説明します。

総務費の一般管理費では、東日本大震災による公務災害補償特別負担金を計上しています。また、まちづくり推進費では、智頭町UJIターン住宅支援事業補助金の実績見込みの増に伴う経費を計上、地域活性化推進費では、旧土師小学校校舎改修に係る経費を計上しています。

民生費の障害者福祉費では、平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されることに伴い、障がい者の範囲拡大、障がい者支援区分の創設、障がい者に対する支援及びサービス基盤の計画的整備等の一部改正に対応するため、自立支援システム改修に要する経費、障がいのある方の住宅での生活を支援するための移動支援費の増額、自動車運転免許取得に係る助成のほか、障害者給付費の見込み増に伴う経費をそれぞれ措置しています。

老人福祉費では、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金を措置しています。

特別医療費では、特別医療助成費の見込み増に伴う経費を計上しています。

衛生費の環境衛生費では、火葬場の修繕費の増額を、清掃費では、不法投棄物撤去処分に伴う経費の増額をそれぞれ措置しています。

農林水産業費の林業費では、智頭林業伝統技術保存支援事業の増額を措置しています。また、森林セラピー事業では、今年度から冬の森林セラピーに本格的に取り組むことから、これに必要な予算を計上しています。

土木費の土木総務費では、河原インター線が本年度全線完成することから、開通記念イベント開催に係る負担金を、道路維持費では、緊急に町道維持修繕を行う必要が生じたことや、集落座談会での地元提案を受け、維持修繕を行うための経費を、道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業で整備する公共施設利用者駐車場の用地買収費及び物件移転補償費をそれぞれ計上しています。

住宅管理費では、町営住宅修繕料の増額措置をしています。

教育費の小学校費では、智頭小学校を除く旧小学校5校に設置していたAEDを、それぞれの体育館内に常時設置するため、AED専用の収納ボックスを整備する経費を計上しています。

中学校改築事業では、改築事業に係る施設のシンボルとして、多目的ホール及び玄関ポーチに使用する杉丸太の寄附を町民の方々や各財産区より募ったところですが、これらの大径木をこの冬に伐採する経費を計上しています。

地区公民館費では、旧那岐小学校の利活用事業として、老朽化の著しい那岐地区公民館を旧那岐小学校に移転するための、整備に要する経費を計上しています。

体育施設管理費では、智頭温水プールの修繕料増額のほか、町民体育館の消防用設備の更新に係る経費を計上しています。

災害復旧費では、9月に発生した豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る経費を、林道施設災害復旧事業では、林道滝谷線の崩落が拡大しているため事業費の見直しを行い、平成23年度繰越事業から新たに本年度事業として実施するため、事業費の増額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は6,815万9,000円であり、補正後の予算総額は57億268万1,000円となります。

議案第101号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算は、療養給付費と

高額療養費の見込み増に伴う経費を計上しています。

議案第102号 智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算は、印刷製本費の増額に伴う事業費の組み替えを行っています。

議案第103号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算は、保険給付費等の見込み増に伴う経費、平成23年度介護給付費等負担金の国・県補助金の精算に係る返納金を措置しています。

議案第104号 智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、基盤安定繰入金の保険料軽減分について、額の確定に伴う負担金の増額措置を行うものです。

次に人事案件ですが、議案第105号 智頭町固定資産評価員の選任につきましては、平成24年10月1日付の人事異動に伴い、後任として西沖和己氏を選任したいので本議会の同意を求めるものです。

次に、議案第106号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、智頭病院の医療機器更新、智頭町日本ゼロ分のイチ村おこし運動補助金について、それぞれ計画に追加するものです。

議案第107号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法が一部改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明申し上げました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第99号から、日程第12、議案第107号までの9議案の質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により議長において制限をもうけることがあります。ご了承ください。

また、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第4、議案第99号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明を願います。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、別冊の専決処分書をごらんください。

議案第99号 専決処分について。1枚おはぐりいただきまして、2ページ目です。専決処分書、平成24年度智頭町一般会計補正予算第3号であります。平成24年11月19日付で専決処分をしております。

それでは、7ページ、続いて8ページ、歳出でございます。

第46回衆議院議員総選挙に係る経費といたしまして、期日前、それから投開票に係ります報酬、職員手当、消耗品、ポスター掲示場設置委託料及び備品購入といたしまして、国民審査用分類機の導入等の措置をしております。以上が歳出でございます。

財源といたしましては、6ページをごらんいただきたいと思います。

追加、国県からの委託金が現在までは未確定であるため、県の委託金及び町費をもって、それから繰越金をもって措置しております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、中澤議員。

○8番（中澤一博） この選挙につきましては、いわゆる開票の時間短縮いうことをさんざん言われとるんですけれど、この職員手当の時間外については、何時間を見て、何人ぐらいで開票されとるんかな。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 開票事務につきましては、一応、予算では6時間を予定しております。極力開票時間をスムーズに進めるために開票事務の進め方を今、検討しておるところです。

（「人数は。」という者の声あり）

○議長（西川憲雄） 葉狩課長。

○総務課長（葉狩一樹） 45人です。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） 時間短縮、検討中ということですので、十分に検討されて時間短縮されるよう、要望しておきます。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

（「はい。」という者の声あり）

- 議長（西川憲雄） 4番、安住議員。
- 4番（安住仁志） この選挙費ですけども、前回、3年ほどになりますが、幾らでしたでしょうか、補正が。前回の3年前の総選挙の選挙費の総額は980万に匹敵するものですか、3年前は何ぼだったか。もし、大きな差があるんだったら、その差の理由もちよっと教えてください。
- 議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 現在、3年前の数字を持っておりませんので、ちよっと答弁はできかねます。
- 議長（西川憲雄） 安住議員、よろしいですか。  
要望もしとかないですか。  
安住議員。
- 4番（安住仁志） では、後で3年ちよっと前の総選挙事務、費用は何ぼで、それで差がなかったらいいと思います。もし、大きな差があるんだったら、その差の理由をちよっと説明を加えていただけたらと思います。
- 議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 大至急調べてまいります。
- 議長（西川憲雄） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。  
これから、日程第5．議案第100号 平成24年度智頭町一般会計補正予算第4号を議題とします。  
議案の補足説明をお願いします。  
葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） それでは、1ページをごらんください。議案第100号 平成24年度智頭町一般会計補正予算第4号であります。  
前もって配付いたしております平成24年度12月補正予算概要というものがお配りしておりますので、これをごらんをいただきたいと思います。これをもとに概要説明をさせていただきたいと思います。概要の左端の数字は、補正予算書のページを記入しておりますので、あわせて補正予算書もごらんいただければというふうに思います。  
それではまず、概要の1ページでございます。補正予算書では12ページの一

般管理費であります。先ほど町長も提案理由の中で述べました東日本大震災に係る給付費及び公務災害事業費に充当する経費として、地方公務員災害補償基金特別負担金を措置しております。

財産管理費につきましては、庁舎消防用設備の更新に係る経費を措置しております。

まちづくり推進費のうちの移住定住促進事業につきましては、これも先ほどの提案理由の中にもありましたけれども、住宅の改修、町内会支援及び空き家奨励金の見込み増に伴い、U J I ターン住宅支援事業補助金の増額措置をしております。

続きまして、空き校舎等利活用推進事業につきましては、これも提案理由の中にありましたが、旧土師小学校の利活用に関し、調理施設及びコミュニティーサロンとして保健室及び配せん室の改修補助金を措置しております。

交通政策費のコミュニティバス運行事業につきましては、すぎっ子バス臨時便の増額措置を伴うものでございます。

それから補正予算書では13ページでございます。障害者福祉費、提案理由にありました障害者自立支援法の改正に伴います自立支援システム改修経費を措置しております。また、自立支援医療給付費、障害者給付費の増に伴い、それぞれ措置しております。

それから、地域生活支援事業であります。これも提案理由の中にありましたが、障がいがある方の在宅での生活を支援するための移動支援費、それから社会参加促進事業給付費として、自動車運転免許取得助成をそれぞれ措置しております。

それから補正予算書では14ページでございます。介護保険の特別会計、それから後期高齢者医療の特別会計に対する繰出金等につきましては、それぞれ決算見込みに伴う措置であります。同じく特別医療費につきましては、決算見込みに伴う増額措置を行っております。

次に、概要版の2ページ目でございます。補正予算書は14ページ、環境衛生費の火葬場管理事業につきましては、提案理由の中にもありましたが、火葬場の修繕に伴う経費を、また補正予算書15ページですが、じん芥処理費につきましては、本年、黒尾峠付近の不法投棄物を撤去しましたが、いまだ多くの不法投棄物があり、県補助制度を活用して再度不法投棄物の撤去処分をすることとしてお

り、これの処分経費を措置しております。

同じく15ページ、林業振興費につきましては、これも提案理由の中にありましたが、智頭林業伝統技術保存支援事業の対象者の増により補助金の増額を措置しております。

同じく森林セラピー事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、PRに係ります経費、それから本年度から本格的に冬の森林セラピーに取り組むこととしており、これに必要な経費を措置しております。林道費につきましては、林道牛臥線路肩周辺工事の増に伴い事業費の組み替えを行っております。

それから補正予算書では16ページでございます。土木総務費につきましては、提案理由の中にもありました河原インター線の全線開通に伴う竣工イベントの負担金を、道路維持事業につきましては、集落座談会での提案を含めて町道の緊急修繕に係る修繕料の増額を、除雪事業につきましては、燃料費の増額を、社会資本整備総合交付金事業につきましては、この事業で整備します公共施設利用者駐車場の用地買収費及び物件移転補償費を措置しております。

それから補正予算書17ページでございます。住宅管理費につきましては、これも提案理由の中にもありました改良住宅及びグリーンフォレストの修繕の増額措置を行っております。

同じく17ページでございます。智頭小学校管理事業につきましては、旧土師小学校の不要樹木伐採委託料を措置しております。

続いて、補正予算書18ページでございます。提案理由にもありました智頭小学校を除く5校の旧小学校に設置しておりましたAEDをそれぞれの体育館に常設するためのボックス購入費を措置しております。

同じく18ページでございます。智頭小学校教育振興事業費につきましては、バス借り上げ料の増額を措置しております。

中学校改築事業につきましては、これも提案理由にもありました改築に係る寄附用材の伐採経費を措置しております。

次に、概要版3ページでございます。補正予算書では18ページ、地区公民館費につきましては、提案理由にもありました旧那岐小学校へ那岐地区公民館事務所が移転することに伴い、事務所ドア及びトイレの修繕料を措置しております。

それから19ページでございます。体育施設管理費につきましては、これも提案理由にもありましたが、智頭温水プール中央監視装置及び町民体育館消防用設

備などの修繕料を増額措置しております。

同じく補正予算書の19ページでございます。災害復旧費につきましては、これも提案理由にもありましたが、本年9月に発生した豪雨により被災した農地農業用施設の災害復旧4カ所の測量委託料、また林道施設災害復旧事業につきましては、林道滝谷線崩落拡大による事業費の増額を措置しております。

以上、合計6,815万9,000円の補正となっております。

財源といたしますのは、補正予算書2ページにありますとおり、分担金から国県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債をもって措置しております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から災害復旧費の4区分に分けて行います。

まず歳出の議会費から民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 12ページ、一般管理費ですけども、一昨日、男女共同参画講演会があったわけですけども、ここに上がっております男女共同参画審議会の委員報酬が上がってます。委員の仕事の内容とか人数等について教えていただきたいと思えます。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 第3次男女共同参画審議会の委員報酬ということで、現在アンケート調査750人に実施いたしまして、今、集約しておるところでございます。そこで、男女共同参画審議会委員10名の方ですけども、これの意見聴取及びパブリックコメントを踏まえて2月までに審議会で決定するというところで、2回を予定しておるところでございます。

○議長（西川憲雄） 徳永委員。

○6番（徳永英太郎） 昨年ですか、一昨年ですか、条例ができたわけですけども、その中で男女共同参画プランの策定という条項がありますけども、これに向けてアンケートをとっているということでしょうか。プランは既に策定されているってことでしょうか。

- 議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 現在、第2次のプランがございまして、それを改定するというので第3次男女共同参画プラン策定ということで、今現在、アンケート調査を行っているところでございます。
- 議長（西川憲雄） よろしいですか。  
（「はい。」という者の声あり）
- 議長（西川憲雄） 質疑ありませんか。  
5番、岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） まちづくり推進費のこのU I Jターンの住宅支援の中身ですね、具体的な件数とかそういうものはどうなってるんでしょうか。
- 議長（西川憲雄） 岡田課長。
- 企画課長（岡田光弘） U J Iターン住宅支援事業の内訳でございます。  
新築改修費の補助金が現在までに6件で、見込みとして11件を見込みをしております。町内会支援、これは町外から来られた方を町内会で歓迎をしていただくというようなものですが、現在までに10件で、11件の見込みをしております。それから空き家奨励ということで、空き家を持っておられる方に対する支援でございますが、現在までに10件、年度内に13件の見込みをしております。以上でございます。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） そのうちで、今回のこの補正に係る部分ですね、その中身が知りたいんですが。
- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光弘） 新築改修費の助成が320万円、町内会支援に係るものが3万円、空き家奨励に係るものが60万円でございます。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。
- 5番（岸本眞一郎） 新築改修は、これは1件で320万でしたかね、それは件数は。
- 議長（西川憲雄） 岡田課長。
- 企画課長（岡田光弘） 5件の増加を見込んでおりまして、5件で320万円を見込んでおります。
- 議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この新築改修っていうのは、U I Jで智頭町内に入ってきた方が、空き家とか自分で家を建てる方もあるでしょうけど、1件当たり、じゃあ、その補助金っていうのは幾らですか。

○議長（西川憲雄） 岡田課長。

○企画課長（岡田光弘） これは、2分の1助成ということで、上限を100万円で想定をしております。今回につきましては、それぞれ見込みのあるものということで、5件で総額で320万円ということをございまして、上限としては100万円で、補助率、助成率は2分の1ということをございます。以上です。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

8番、中澤議員。

○8番（中澤一博） ちょっと補正から外れるかわからんですけども、人件費ということでお伺いしたいと思います。

県の人事院は1.8%引き上げてる勧告を出してるわけですけど、智頭町については今回、県の人事院は智頭町の場合応じないと思うんですけど、国の勧告なり動向といったことは、どういう考えでおられるんですか。

○議長（西川憲雄） ちょっと待って、これはどの議案に対しての質問ですか。

○8番（中澤一博） 人件費という項目です。こちら上がってないからどういう考えでおられるかという。

○議長（西川憲雄） じゃあ、その範囲で。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 国の人事院勧告をそのまま尊重するというごことしております。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） 国の人事院勧告はいつごろ出るんですか。今年度分については。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 既に国のほうの人事院勧告は出ております。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） ほんなら、出ていれば数字が幾らでいつ実施するかってこと。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 職員給につきましての勧告はございません。このたび、増額も減額もございません。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

中澤議員。

○8番（中澤一博） 以前から国の人事院に従うとは答弁でいただいていますので、ことしはなしということで、理解ということで、これはさせてもらっています。

続いて、もう一件、ページ数で言ったら、どれで見りゃあいいですか。ページがどこに書いてあるかわからん……。あの、初めのほうのやつです、空き校舎利用の件です。このたび土師小学校の改修で250万補正されてるわけですけど、前回の山形に次いで2件目ということになるろうかと思えますけど、この改修費用の上限というものはどの程度考えておられるんですか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） その上限というのは考えてはおりませんが、今の、私どもが各地区にお願いしておるのは、要するに今までは地区の小学校であったのを、今度は地区の学校というイメージで地区の皆さんのいわゆる思い、そういうものを魂を入れていただきたいという基本的なお願いをしております。私どもからあしろ、こうしろという指示は一切出さないということの中で、やはり地域の思いを優先して事業を進展させていただきたい。そのためには、私は予算をこれしかないからこの枠の中で、いわゆる夢とか希望とかそういうものをお願いしたいというのはいかがなものかと。むしろこの地域が、6つの地域がそれぞれにいい意味で競争してブレイクすることによって、智頭町全体がいいまちになると。そういう思いの中で上限を決めないでできる限りのことは応援したいと。それは常識的にとんでもない数字を出されても、できないことはできませんけども、できる限り私は今回の智頭町を飛躍させるための大きな大事業だと認識しておりますので、上限は設けておりません。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） これ増改築に当たって、設計なりどうこうするのはどちらが主体を持ってやられとるんか。いわゆる地区振興協議会なのか、町なのか、それによって予算設定の仕方も変わってくるかと思われるので、そのあたりの仕組みを教えてくださいと思います。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘）　　まず大きくは2つですね、皆さんから出された要望が町が実施主体としてやるべきものと、それから住民主体でやるべきものということで、住民が主体となってやるべきものにつきましては6月の補正で山形地区のものが出てきましたが、実践事業の補助金という形で補助要綱をつくっております。それに伴って、今回の土師地区のものも補助金という形での性質になっております。

また、教育費のほうで出ています公民館事業、公民館の移転というようなものにつきましては町のほうで行うものということで、今後、各地区でまとめられました計画がどのような内容になるかによって、それが町が主体になって国県補助金などを財源として整備するもの、それから地区が主体となってやるものは補助金という形での交付ということで、大きくは2つに整理をしております。以上です。

○議長（西川憲雄）　　中澤議員。

○8番（中澤一博）　　もう一つお聞きしたいのは、いわゆる那岐は公民館が入る、今、山形はサングリーンが入っているということで、それぞれ事業団体なり違う団体が入ってくるということで、いわゆる光熱費関係とか維持の管理費とか、そういうものはどういった取り決めになつとるわけですか。

○議長（西川憲雄）　　岡田企画課課長。

○企画課長（岡田光弘）　　地域で主体となって行うものにつきましては、その地域での負担というものを基本として考えております。

（「ほかは、地域だけはわかったけども。」と言う者の声あり）

○議長（西川憲雄）　　じゃあ、その他にも含めて答弁お願いします。その他があれば、なければそれで同一という答弁でよろしいですか。

よろしいですね、いいですか。

中澤議員。

○8番（中澤一博）　　ですから、いろんなその団体が考えられますが、それは団体ごとにきちっと請求するようになってるんかどうかということですが、それ。それをきっちり決められておられるんですかということをお聞きしとるんですわ。

○議長（西川憲雄）　　じゃあ、再度、岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘）　　既に地域のほうでこういった活用だということがはっきりと決まった時点では、おのずとその使用に基づいて地域での負担ということ

になってまいります。例えば現状で地域の方が利用される、その間に大規模な修繕が必要となるというようなものにつきましては、従来どおり町のほうで負担していくということでございまして、地域での利活用の計画が明らかになった段階でそれぞれ負担をどちらにするかということをもた地域と協議して決めるということでございまして、現在までの活用、今まで、従前どおりの活用につきましては町のほうで負担をしております。地域が活用を決めて、それで建物の中に入るという段階になってから町のほうと財産のほうにつきましては、財産の管理委託契約を結んで地域のほうに順次引き渡していくという形でございます。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） じゃあ、そうしたらサングリーンみたいに全く関係ない会社が入ってきた場合には、どこが管理してそういった運営費用等もきっちり、そういうものも含めてどこが管理しとるかということです。

○議長（西川憲雄） 金児副町長。

○副町長（金児英夫） るる、今、企画課長が説明しましたけど、基本的には窓口は地区振興協議会です。その中で、地区振興協議会が学校を窓口として使う、その中で、A社、B社、C社いろいろ入るかもわかりませんが、あくまでも役場に対する窓口は地区振興協議会です。地区振興協議会と新たにそこに入る業者が委託契約をして入るという格好になります。ですので、町と接点があるというのは地区振興協議会です。

ただ、もう一度、一つ説明しましたけども、「町が」というのは那岐みたいに地区公民館が中に入るという場合には、これは地区公民館ですので町が直接携わらなきゃいけませんので、そのスペースについては町が直接管理するということになります。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） そしたら第三者が入ってきた場合は、あくまでも今言われたように、地区振興協議会が窓口であるということになれば、いわゆる光熱費とか維持費とか、そういったものもすべてもう振興協議会が管理するということがよろしいですか。

○議長（西川憲雄） 副町長。

○副町長（金児英夫） 基本的にはそうです。ですから、光熱水費等は、例えばサングリーンならサングリーンが地区振興協議会と契約してそこに払い込むとい

うような格好になります。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 私も今の質問に関連してですが、先ほどの答弁の中で、空き校舎の利活用については町が主体になるものと地元が主体になるものがあるんだと。今回の場合は地元が主体の事業でそれに対する補助金だということですが、じゃあ、こういう改修については当然地元も費用負担をするということですね。これ、100%の財源のうちの例えば2分の1の補助とか、これはどういふとらえ方をしているんでしょう。この補助金で全部改修するという形なんじゃないか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 現在の実践事業補助金は、この費用負担については住民のほうには求めてはおりません。町のほうで10分の10で補助をするという考え方でございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） じゃあ、今言う、地元が、町長が言う要求型から提案型に、じゃあ、自分たちも頑張りますから町にお願いしますよという形がこういう地元主体の事業だというぐあいに思うんですね。今の形だと、お願いしますからほんなら町が全部100%の事業費で補助金として出すということになれば、若干そこら辺で町長の考えてることとの違いが出てくるんじゃないでしょうか。地元がこういうものつくってくれて言って、それに応じて町がほとんど補助金で全部賄うような事業費のやり方でいいんでしょうかね。

町長、そこら辺についてはどうお思いでしょう。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） これもまた1回、議員の皆さんとゆっくり時間をかけて執行部の思いというものを実は聞いていただきたいなと思っておりますが、また別の機会があればお話しをさせていただきたいと思っております。

要するに、この空き校舎をほったらかしにしますと、必ず目に見えて地域が沈滞するというのは皆さんもご理解いただけだと思います。グラウンドが草ぼうぼうになったり、あるいは窓ガラスが割れたり、雨漏りがしたり、そういうことのないようにこの空き校舎をいかに地域で、いわゆる地域の個性で守っていただく

か、これが私は大事だろうと思います。

今、87集落に毎夜出かけておりますのは、今議員がおっしゃったように、もう要求型っていうのはやめましょうと、提案型にしてくださいと。この要求型と提案型の境目は、町長これやれ、あれやれ、こうもしろ、ああもしろ、じゃああなたの場合はと言うと、わしはたいぎい、私は汗をかくのは嫌だ、これが要求型なんですね。そうじゃなくて、この地域にはこういうものが必要でこういうことを望んでおる、だから私たちも頑張る、おれたちも汗をかく、だからこういうことをぜひ提案したいと。結局心の持ち方なんですよ、一番大事なのは。そういうことを各地区、集落で皆さんにご理解いただきながら事業を進めていくということによって基本的にはあります。

言われたことを全部、はいはい、はいはいというわけには当然いかないわけがあります。そこには、提案されたことが本当に果たしてベターかどうかというのも、これはやっぱり精査する。しかし、でき得る限り、私はこの地域が発展して、6つの地域が生き生きと伸び伸びとそれぞれ個性を出してやっていくということは、智頭町にとって非常に不可欠なことであります。これをやることによって本物の住民自治というものをこれからやるという覚悟でやっておりますので、そのあたりは地区と振興協議会、あるいは地区の住民の皆さん等とお話し合いしながらやっていくということでもありますので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） この問題は私のあしたの一般質問に絡むことですので、ほんで、町長が一遍、議員の皆さんと一生懸命こういうところの部分についてしっかり議論したいということですのでね、私もこの空き校舎の利活用については、まだきっかりとしたい方向性は出てるんだけど、具体的なことは決まってないことがたくさんあるように思いますので、やはりそれがないままいろんな事業がどんどん進んでいくということについてはね、何か議会がチェックする立場としては、やっぱり不安な部分がありますので、町長が一度、議会とそこら辺については、やっぱり話をしたいということですので、今後そういうことをするというので、じゃあ、私はこの質問を終わります。

○議長（西川憲雄） 一言、町長に申し上げます。議案提出者でありますので、議案の提出に責任を負うためにも、先ほどの発言は多少、理解しがたい面もあり

ます。協議をするのはよろしいですが、提案者としての自覚をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 私の認識不足かもしれませんが、18ページ民生費の児童福祉費で通園バスの補助金というのが出てます、わずかな金額なんですけれども。通園児に対して今までバスの補助金っていうのはついてたんでしょうか。そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（西川憲雄） 教育課長。

○教育課長（長石彰祐） この通園バスにつきましては、市瀬から智頭に通われる子どもさんの補助でございます。日の丸バスとすぎっ子バスとの価格差がございますので、その部分を町が助成するという部分の補助でございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 理解できました。通園バスということで、原則義務教育ではありませんので、一般のこちらのほうの谷から出てくる園児については、多分補助金はないというふうに理解してたんで、わかりました。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、中野議員。

○1番（中野ゆかり） じん芥処理費についてですが、今の不法投棄撤去手数料が上がっております。どのような現状で、その対策はどのように考えて施行されているのかをお尋ねします。

○議長（西川憲雄） 西沖課長。

○税務住民課長（西沖和己） 今年度の予算で黒尾峠付近の不法投棄ごみを一部回収いたしました。ところが、谷底におりてみますと、いわゆる生活ごみでありますとか、冷蔵庫、タイヤ、その他家具でありますとか大きなものが谷底にはまだ相当な量がありました。それを当初の予算でできる範囲、回収いたしました。これ、県の補助金が2分の1ついてございます。県と協議しましたところが、県

のほうも現場に来て状況確認した上で、県下の中での補助金が幾らか余ったわけ  
でございます。それをもって今回できる範囲のものを回収しようということで、  
補正予算計上いたしております。

地元との協議におきましては、ちょうど奥本地域の方の部落有林、あるいは個  
人の山林というものが周辺にございます。現状としては、私どもでできる範囲は  
テープあるいはロープ、こういったもので啓発をするように状況は保全してござ  
いますが、地元のほうには入り口付近にくさりで施錠をしてもらえんだろうかと  
というような打診をしておるところです。以上です。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

中野議員。

○1番（中野ゆかり） 警察との連携というのとれないものなんですか。

○議長（西川憲雄） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 一応、これは民地でございまして、警察、公安当  
局というようなところまでは具体的には話はしておりません。したがって、今で  
きる範囲としては、山林所有者、土地の所有者、こういった方の理解を求めて協  
力をお願いするということを考えております。

また、立地的に不法投棄しやすいような人目につきにくい場所でもございます。  
そういった意味においては何らかの啓発措置ということも頭の中には描いとると  
ございまして、現状においてはまず撤去を優先した予算組みを講じたところ  
でございます。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） どうしてもイタチごっこになってしまうおそれがある  
と思うので、撤去しにくい環境っていうのに努めていただきたいと思います。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

中澤議員。

○8番（中澤一博） 火葬場の修繕費の件ですけど、これ、修繕しながら何とか  
ごまかしごまかし使っていこうというやり方されている、前からの考えなんです  
けど、このたびはどういった修繕になったんですか。

○議長（西川憲雄） 西沖課長。

○税務住民課長（西沖和己） 緊急的な修繕でございまして、自動扉のモーター  
です、これに不具合が生じたために実施するものでございます。

- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） そうしたら、まだそういった細かい修繕を積み重ねながら、維持しながら、当面は使っていくという方向でよろしいですか。
- 議長（西川憲雄） 西沖課長。
- 税務住民課長（西沖和己） 議員のおっしゃるとおりでございます。
- 議長（西川憲雄） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。  
次に、消防費から災害復旧費の質疑を求めます。  
質疑はありませんか。  
1番、中野議員。
- 1番（中野ゆかり） 小学校の学校管理費の中で、このたびAEDを体育館に常設するということですが、今まで校舎にあったものを体育館に移動するということでしょうか。
- 議長（西川憲雄） 長石教育課長。
- 教育課長（長石彰祐） この春までは職員室のほうで管理をしておりました。この春からは、社会体育の関係で小学校の体育館を使用するということもありますので、地区の公民館で管理をしていただいてスポーツ大会等に持っていくという形にしております。それを補正予算後、収納ボックスを購入して体育館のよく目立つところに設置しようということでもあります。以上です。
- 議長（西川憲雄） よろしいですか。  
中野議員。
- 1番（中野ゆかり） ですから、校舎にあったものを移動するわけですね。体育館での利用っていうのもあるかとは思いますが、年間を通じて人がどこに多くいるかと想像したところ、やはり小学校の利活用が進んでいる現状の中では、小学校の校舎のほうに人がいる状態のほうが多いと思うんです。それで、例えば体育館の中に常設するとしますよね。そしたら、体育館は常にかぎが閉まっている状態なので、校舎の中で人が動いている中で何事かあった場合、体育館のかぎをあけてそれでAEDを持ち込んでというような状況になる可能性のほうが多いと思います。ですから、スポーツをする場面ではないですが、常日ごろ人が多く集まる場所に設置している、常設しているというほうが理想的ではないかと思うの

ですが、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） おっしゃるように、人が多いところがやはりそういう危険性を持っておられる方が発生するという可能性があるわけです。体育館に置きますというのは、これケース・バイ・ケースもありますけども、これは、小学校の屋内に置いてても体育館でスポーツ活動をやっとして、AEDが使えないがために反対のことも言えるかもわかりません。心肺の停止を蘇生するものですので、やはりスポーツのほうが確率が高いということで私たちは認識しております。

それで、もし不要であれば、必要であればといいますか、例えば地域の振興協議会が入ったり、公民館が入ったりするわけですけども、そちらのほうは当然体育館の合いかぎは持たせるようにします。ですから、もしも何かあったときには、体育館のほうに合いかぎで向かえばすぐに使える。それから、常日ごろの夜間にあっては、別に本校舎のほうに行かなくてもスポーツ活動の中で使える、そういうような環境に置きたいと思っております。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 債務負担行為はここで言ってもいいんですかね。

○議長（西川憲雄） 収入の分、債務負担行為は具体的な内容がわかりませんが。

○5番（岸本眞一郎） 5ページのこの賃借、石谷邸保存活用事業の部分で債務負担行為があるんですが、これはどこで。ここでもいいんですか、今の場面で質問。

○議長（西川憲雄） ちょっと待ってください。一番最後の、多分歳入は、これは今の裏付けの歳入なんで、全体でまた質問がありますので、そこで質問していただけないでしょうか。

○5番（岸本眞一郎） はい。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） では、この5ページの石谷邸保存活用事業で、パソコンの賃借代での債務負担行為があるんですが、このパソコンは、これはふるさと財団が使うものに対してなのか、この保存事業を活用するということで町が使用するパソコンなのか、ここら辺はどういったパソコンの使用でしょうか。

○議長（西川憲雄） 教育課長。

○教育課長（長石彰祐） これは、このたび石谷家のほうに地域おこし協力隊の職員を採用いたしました。この職員に持たせるパソコンのリース代をここに上げておるところでございます。最長3年ということですので、35万の債務負担が発生するものです。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今、職員を採用したという、これは例のふるさと財団が採用した分ですか、町が採用した人ですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 町が採用して財団のほうで活動をするというふうになります。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） でも基本的には、その職員が町の職員だけど、派遣をしたら派遣先がこういうパソコンなんかを当然用意するというのが普通、事務機器ですね、事務機器等はそちらが用意をしてやるというのが、私は普通ではないのかなと。そういった外郭団体が利用する物件に対して町が債務負担をするのが妥当かどうかという部分で若干疑問が残るんですが、資質的にはこれは石谷邸で使うパソコンだということですね、実態は。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 石谷邸で使うわけですけども、石谷家に行く職員が使うパソコンでありまして、この地域おこし協力隊にはその人件費部分と事務費部分がございます。この事務費部分の財源をこれに充てるということです。ですから、石谷邸もああいうような状況でもありますし、あくまでも地域おこし協力隊として活動をする一環としての事務機器を持たせるということでご理解いただ

きたいと思います。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） いや、持たせるということであれば、そしたらほかの部分についても、いろんな事務機器も本来なら持たせるということになるんで、どうもここら辺のそういった外郭団体に出向いていく職員、では、これが例えば観光協会等ということでもそういう事態等というのは発生しますね、同じように。大体、ほんならそういうことで、町が派遣をする職員がこういうパソコンを使うというふうになれば、ほかの部分でもこういうことが当然起きるといふ考え方でいくんですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 基本的には、今回では優位な事務費部分という部分が助成といいますか、特例措置がございますので、それを活用したということであります。必ず外に派遣するからこっちが持たせるというものではありませんが、足りないところはケース・バイ・ケースで考えていただきたいと思います。

○議長（西川憲雄） 関連して、葉狩総務課長、全体の今の答弁を。

葉狩課長。

○総務課長（葉狩一樹） 先ほど教育課長が説明いたしましたように、あくまでも地域おこし協力隊というのは、町が全国から公募をかけていろいろな施設に採用する。ムラに派遣をしたり、それから今回も石谷家に派遣しております。それから地区振興協会にも派遣する。すべての職員一律にそういう備品関係は配置した上で職員を派遣するという基本的な考えに基づいて、国からの交付税措置を受けているものでございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、日程第6、議案第101号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第101号 平成24年度智頭町国民健康保険事

業特別会計補正予算第3号。

28ページ、29ページをごらんください。初めに歳出を説明させていただきます。

保険給付費、療養諸費の退職被保険者等療養給付費及び高額療養費退職被保険者等療養給付費との実績見込み増に伴う増額補正1,100万円ですが、行うものです。財源につきましては、療養給付費交付金をもって措置しております。

以上です。説明終わります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第7、議案第102号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 議案第102号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第2号。

資料、予算書の34ページをごらんください。それから35ページです。まず35ページ、支出から説明させていただきます。

今年度、住宅新築事業貸付会計の電算システムを導入いたしました。これに伴って納付書が従来のものが使えなくなったために、今回補正予算において納付書の印刷製本費ということで2万3,000円計上させていただいております。

なお、歳入につきましては、歳入歳出の部分で委託料の不用額を充当してございますので、増減ゼロという措置を講じております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第8、議案第103号 平成24年度智頭町介護保険事業特別

会計補正予算第3号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第103号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第3号。

初めに歳出を説明します。43ページ、49ページをごらんください。

介護保険給付費の各項目との給付費負担金等の実績見込みに伴う経費から地域支援事業費、介護予防事業については本年度5月に要支援者、要介護者認定者を除く65歳以上の方2,527名の方を対象に生活機能調査、アンケートですが、調査しました。その結果、口腔機能の低下が疑われる方が227名おられまして、その方を対象に口腔機能向上教室というものを開きたいということでの経費を上げさせていただいております。諸収入費の中の償還金については、平成23年度介護保険事業等負担金の国、県補助金の精算に係る返還金を補正するものであります。その部分では、1,071万6,000円の増額ということであります。

それから、収入のほうですが、41ページ、42ページですが、国の補助金、支出基金交付金、県の支出金、他会計からの繰入金、繰越金をもって措置しております。以上で説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから日程第9、議案第104号 平成24年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第104号 平成24年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

50ページ、51ページをごらんください。初めに歳出を説明します。

後期高齢者医療広域連合納付金については、基盤安定化繰入金の保険料軽減分の額が確定しました。負担金が40万2,000円ということで増額になりました。

たので、その分についての補正を行っております。財源につきましては、一般会計からの繰入金をもって措置しております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第10、議案第105号 智頭町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書の1ページをごらんください。

議案第105号 智頭町固定資産評価員の選任について。

これは、平成24年10月1日付の税務住民課長の人事異動に伴いまして、後任といたしまして、智頭町大字篠坂149番地、西沖和己、昭和31年9月30日生まれを選任したいので本議会の同意を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第11、議案第106号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 議案第106号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

議案書の2ページ、3ページをごらんください。3ページのほうに今回智頭町過疎地域自立促進計画の変更ということで、自立促進区分、6、医療の確保に新たに医療機器の更新を追加するものでございます。それからその次、10、その

他、地域の自立促進に必要な事項のところの3、計画の事業内容に智頭町日本ゼロ分のイチ村おこし運動補助金、これは地域の特色を生かし、地域の将来を考えて住民みずからが知恵と汗を絞り自主的に行う活性化事業に対し支援を行うということで、ゼロ分のイチ村おこし運動補助金を追加するものでございます。

この2件の追加につきまして議会の議決を求めるものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今回追加でゼロ分のイチ村おこし運動の補助金ということですが、既にこのゼロイチ運動についてはその対策の中でも、当然、以前から盛り込まれているわけですね。既に補助金も出ていると。今回これを追加したのは、これを過疎債で当てたいからこれに追加したのか、そこら辺はどういうふうに、以前とどう違うのか、ちょっと教えてください。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘） 今回から追加した理由でございますけども、過疎債の内容、制度の変更によりまして、過疎債がソフト分にも充当されるような仕組みに変わりました。また、このゼロ分のイチ村おこしにつきましては県の補助金を受けておったわけですがけれども、県の補助金にも年限がございまして、その財源充当として有利な過疎債のソフト分の充当ということを念頭に置いて変更を行っているものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 基本、実態は有利な補助金を使いたいから追加したというぐあいにも見れるんで、これが本来はゼロ分のイチ村おこし運動を盛り上げていくためにというのがポリシーなので、言やあ、集落ゼロイチはもうほぼ消滅したと。あとこれからは地区ゼロイチで振興協議会という形になってるので、そこら辺をしっかりとやらずに、有利な補助金がもらえるからこれを追加というようなスタンスでどうなのかなっていう疑問を持ってるんです。それだったら、有利な過疎債が使えるからということで、どんどんどんどん過疎債を使うために追加ということになりはしないかという心配があるんですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（西川憲雄）　　ちょっと暫時休憩します。  
　　　　　　　　　　　　休　　憩　　午前11時15分  
　　　　　　　　　　　　再　　開　　午前11時16分

○議長（西川憲雄）　　休憩前に引き続き会議を開きます。  
　　　　　　　　　　　　岸本議員。

○5番（岸本眞一郎）　　済みません、先ほどの私の発言の中に集落ゼロイチが消滅したという発言がありましたが、制度としては今でも残っておりますので、手を挙げるところが出ればできるということですので、消滅ということを訂正したいと思います。

　　ですが先ほど私が言った、この過疎債を使うために追加というような形がいいのかどうかということについては、お答えを願いたいと思います。

○議長（西川憲雄）　　岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘）　　地域の自主的な活動を支援するということで、町としてはその自主的な活動を今後も支援していくことには変わりはありません。その中で過疎計画の中に位置づけられているものが過疎債の中でソフト分として充当されるという仕組みでございますので、その中で有利な財源を活用したということございまして、誤解があったようですけども、本旨としては地域の自主的な活動を町として推進するということでございます。以上です。

○議長（西川憲雄）　　ほかにありませんか。  
　　　　　　　　　　　　（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄）　　質疑なしと認めます。

　　これから日程第12、議案第107号　智頭町後期広域行政管理組合規約の変更についてを議題とします。

　　議案の補足説明をお願いします。

　　岡田企画課長。

○企画課長（岡田光弘）　　議案第107号　鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更でございます。

　　議案書の6ページでございます。鳥取県東部広域行政管理組合規約の一部を改正する、別表第2中、障害者自立支援法を障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるということで、障害者自立支援法の法改正によるものでございます。また、第2条、鳥取県東部広域行政管理組合の一部を次

のように改正するというので、別表、第2中、障がい者程度区分を障がい者支援区分に改めるということでございます。

なお、この適用ですけれども、附則にありますように、第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行するものでございます。

この東部広域行政管理組合規約の変更について本議会の議決を求めるものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

### 日程第13．陳情について

○議長（西川憲雄） 日程第13、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。各常任委員会審査のため、12月13日から12月18日までの6日間を休会としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。よって、12月13日から12月18日までの6日間を休会とすることに決定しました。

来る12月12日には午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

また、12月19日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午前 1 1 時 2 0 分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成24年12月11日

智頭町議会議長 西 川 憲 雄

智頭町議会議員 中 野 ゆかり

智頭町議会議員 平 尾 節 世